

市町村名	行政区域		処理区	A 負担金額の 算定方法	受益者負担金 分担金算定方式	B 負担区 の設定数	種別・事業名 (事業種別) 1単独、2流域 3流域 (事業名) 1公共、2特関 3特定、4流域	C 負担金・分担金		事業 供用開始	負担金・分担金条例年月日		E 負担金・分担金算定対象事業 費 1:総事業費の一定比率 2:単年度費から毎年度算定 3:末端管渠費相当額 4:末端管渠費の一定比率 5:その他	F 受益者区分 1:土地所有者 2:家屋所有者等 3:1～2間の協議 4:その他	G 徴収時期・徴収方法		
	人口 人	面積 km2	計画人口 人					根拠法 1:都市計画法 2:地方自治法 3:その他	名称区分 1:受益者負担金 2:分担金 3:制度無し 4:その他		制定	徴収開始			方法	分割徴収 年限	回数
和歌山県 和歌山市	386,559	210.2	370,000	地積割	300円×地積	1	11	1:都市計画法	—	S57・03・31	S46・04・01	S60・04・01	4:末端管渠費の一定比率	3:1～2間の協議	一括分割併用	3年	年4回
紀の川市 (16年資料)	70,487	228.54															
旧貴志川	21,956		2,417	単一定額	101,490円/世帯	1	12、21、22	3:その他	1:受益者負担金	H02・03・30	H02・03・30	H02・03・30	特に定めなし	3:1～2間の協議	一括払い	—	—
橋本市 (16年資料)	55,010	110.2		区分定額	1,000㎡ 未満150,000円 以上300,000円		21	1:都市計画法 2:地方自治法	1:受益者負担金 2:分担金	H13・04			特に定めなし	3:1～2間の協議	一括分割併用		
旧高野口 町	15,188	20.1		区分定額	1,000㎡ 未満150,000円 以上300,000円		21	1:都市計画法	1:受益者負担金	H13・04			特に定めなし	3:1～2間の協議	一括分割併用		
高野町	4,416	137.1	5,650	単一定額	総額の3%以内	5	11,12	1:都市計画法 2:地方自治法	1:受益者負担金 2:分担金	S56・04・01	S53・03・28	S53・04・01	1:総事業費の一定比率、 2:単年度費から毎年度算定	2:家屋所有者 4:その他	一括分割併用	1,2年	年1,5回
旧龍神村	4,477		130	組合せ	用途と面積による加算 額	—	12	2:地方自治法	2:分担金	H14・04・01	H13・12・25	H14・01・31	1:総事業費の一定比率	2:家屋所有者	一括分割併用	3年	年1回
美浜町	8,562	12.8	4,100	単一定額	汚水事業費の2%	1	11	1:都市計画法	1:受益者負担金	H17・06・01	H14・12・20	H15・08・01	1:総事業費の一定比率	3:1～2間の協議	一括分割併用	3年	年2回
大阪府 泉南市	65,820	47.3	38,500	地積割	390円/㎡×公募面積	2	21	1:都市計画法 2:地方自治法	1:受益者負担金 2:分担金	H05・07・01	S61・03・31	—	4:末端管渠費の一定比率	4:その他	一括分割併用	3年	年2回
羽曳野市	120,876	26.44	134,700	地積割	450円/㎡×土地面積	1	21	1:都市計画法	1:受益者負担金	H01・01・20	S62・10・15	S63・09・01	4:末端管渠費の一定比率	1:土地所有者 3:1～2間の協議	一括分割併用	3年	年2回
摂津市	84,041	14.87	91,400	地積割	97円～410円/㎡×土 地面積	9	21	1:都市計画法	1:受益者負担金	S49・09・01	S47・04・01	S55・09・30	4:末端管渠費の一定比率	1:土地所有者	一括分割併用	3年	年2回
高石市	61,704	11.35	49,000	地積割	380円/㎡×土地面積	1	21	1:都市計画法	1:受益者負担金	H02・02・01	H01・12・20	H02・07・01	3:末端管渠費相当額	1:土地所有者	一括分割併用	3年	年3回
藤井寺市	66,489	8.89	71,600	地積割	負担区の単独事業費/ 受益面積/5	3	21	1:都市計画法	1:受益者負担金	S61・11・17	S56・12・23	S61・07・01	1:総事業費の一定比率	1:土地所有者	一括分割併用	3年	年2回
四条畷市	57,644	18.74	57,339	地積割	末端管渠費の1/4	9	11,12,21	1:都市計画法	1:受益者負担金	S61・04・01	S46・06・23	S60	4:末端管渠費の一定比率	3:1～2間の協議	一括分割併用	3年	年2回
交野市	78,554	25.55	153,714	制度実施無		—	21	—	3:制度無し	S43・04・01	—	—	—	—	制度実施無		
阪南市	59,836	36.1	63,000	地積割	390円/㎡×土地面積	—	21	1:都市計画法	1:受益者負担金	H05・07・01	H04・12・15	H05・07・01	3:末端管渠費相当額	1:土地所有者 2:家屋所有者等	一括分割併用	3年	年2回
貝塚市	89,478	43.98	100,700	地積割	408円/㎡×土地面積	1	21	1:都市計画法	1:受益者負担金	H01・04・01	S45・09・25	H01・04・01	4:末端管渠費の一定比率	1:土地所有者	一括分割併用	3年	年2回
埼玉県 本庄市	60,779	89.71	60,000	地積割	300円/㎡×土地面積	1	11,21	1:都市計画法	1:受益者負担金	S61・04・01	S57・06・10	S57・06・10	4:末端管渠費の一定比率	3:1～2間の協議	一括分割併用	5年	年4回
神奈川県 逗子市	59,801	17.34	60,000	地積割	210円/㎡×土地面積	1	11	1:都市計画法	1:受益者負担金	S47・04・01	S54・03・26	S41・09・01	1:総事業費の一定比率	1:土地所有者	一括分割併用	3年	年4回
長野県 千曲市	64,245	119.84	60,000	地積割	700円/㎡×土地面積	1	21,22	1:都市計画法	1:受益者負担金	H10・02・01	H09・06・30	H10・06・23	1:総事業費の一定比率	3:1～2間の協議	一括分割併用	5年	年4回
福岡県 古賀市	56,038	42.11	60,000	地積割	地積面積×600円/㎡	1	11	1:都市計画法	1:受益者負担金	S44・09・08	S49・12・23	S41・09・28	1:総事業費の一定比率	1:土地所有者	一括分割併用	5年	年4回
実施市町村 1735団体	A 受益者負担金算定方式の累型別分類 ①地積割方式 土地の面積に負担金額を乗じて賦課 ②定額方式 ア 単一定額方式 世帯人員、建物面積、営業規模等に関係なく、住戸、世帯等により一律に定額を賦課 イ 区分定額方式 世帯人員、建物面積、営業種別・規模等により、段階的に区分し、区分ごとに定めた定額を賦課 ③比例方式 世帯人員、建物面積、使用水量等により、単位(人、㎡、㎡等)当りの額を設定し、規模に比例して負担金を賦課 ④組合せ方式 上記方式を組み合わせ、複合化して賦課					B	C 受益者負担金 受益者分担金 地積割方式 964 301 単一定額方式 110 307 区分定額方式 26 44 比例方式 2 8 組合せ方式 54 52 その他 78 100 合計 1234団体 812団体		D地積割り以外の方式の主な採用理由 ①宅地面積に差があり地積割では金額に不公平が生じる ②他の汚水処理施設の算定方式を考慮した ③宅地面積が広く地積割では負担額が大きくなる ④近隣市町村を参考とした ⑤資産価値として土地の上昇が考えにくい ⑥農地が多く建物を対象とした ⑦全戸加入を目的とした ⑧住民の負担軽減のため			E 1:総事業費の一定比率 市町村492 比率36.9% 2:単年度費から毎年度算定 市町村 53 比率 4.0 3:末端管渠費相当額 市町村105 比率 7.9 4:末端管渠費の一定比率 市町村610 比率45.8 5:その他 市町村 72 比率 5.4		F 1:土地所有者 市町村638 比率37.9% 2:家屋所有者等 市町村405 比率24.1 3:1～2間の協議 市町村598 比率35.6 4:その他 市町村41 比率2.4		G ①一括払いのみ 市町村 120 比率8.3% ②分割払いのみ 市町村 13 比率0.9 ③一括・分割併用 市町村 1347 比率93.1 ④その他 市町村 6 比率0.4	
岩出市	18年1月31 日現在 51,715	38.5	60,000														

[illegible]